解散公告

当社は、平成二十七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月五日

大阪市福島区福島二―一〇―一九

株式会社ブライテン

代表清算人　恒吉　耕平

解散公告

当社は、平成二十七年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月五日

大阪市中央区東心斎橋二丁目八番二号

株式会社東戎橋ビル

代表清算人　豊蔵　幸一

解散公告

当組合は、平成二十七年十月二十日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月五日

大阪市鶴見区鶴見四丁目五番九号

大阪タクシー無線専用電話事業協同組合

清算人　黒田　司郎

解散公告

当社は、平成二十七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月五日

神戸市中央区脇浜町三丁目六番九号

グッドイヤー・エスアールアイ・グローバル・パーチェシング有限会社

清算人　片島　直

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十七年九月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月五日

神戸市垂水区星が丘一丁目一番二八―二〇八号

株式会社T＆D

代表清算人　富澤美由紀

解散公告

当社は、平成二十七年十月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月五日

福岡市博多区山王一丁目一〇番二七号

株式会社タカツ商事

代表清算人　高津　祐輔

解散公告

当社は、平成二十七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月五日

沖縄県那覇市松尾二丁目九番一九号

有限会社野原水産

清算人　野原　幸彦

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年九月二十九日付神奈川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月五日

神奈川県足柄上郡開成町吉田島四三〇〇番地一

開成町南部地区土地区画整理組合

代表清算人　草柳　英一

解散公告（第二回）

当地縁団体は、平成二十六年三月二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月五日

福岡県朝倉市江川五番地二

地縁団体江川東部区会

清算人　川上慎一郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年四月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月五日

東京都港区東新橋二丁目七番八号錦糸眼科ビル　医療法人社団メディカルドラフト会

清算人　矢作　徹

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年十月五日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十一月五日

大阪府堺市北区長曽根町六六一番地

宗教法人善龍寺

清算人　田中　憲宏

配当公告

東京都あきる野市留原七五一番地一三

破産者　おつど建設株式会社

右の者に対する東京地方裁判所平成十五年（フ）第七一六二号破産事件の追加配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一五〇、〇六三、五八三円

一、配当することのできる金額

金八、二七一、九九三円

平成二十七年十一月五日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー二八F　ベーカー＆マッケンジー法律事務所

破産管財人　阿部信一郎

配当公告

富山市八尾町保内二丁目三番地五

破産者　株式会社ジェイ・エス・エス

右の者に対する富山地方裁判所平成二十六年（フ）第一四〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二一九、八六四、一二六円

（内優先債権額　金三九一、九〇〇円）

一、配当することのできる金額

金二八、六四一、九七四円

（内優先債権額　金三九一、九〇〇円）

平成二十七年十一月五日

富山市堀端町二番二号

破産管財人　山本　尚宗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市千丁町新牟田一五六一番地、最後の住所千葉市美浜区幸町一丁目五番二棟八二三号　被相続人　亡　吉澤　正則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月五日

千葉市中央区中央三丁目三番八号

オーク千葉中央ビル七階　松本・山下綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　祐輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区南大塚三丁目二四番地、最後の住所東京都豊島区南大塚三丁目二四番一〇号　被相続人　亡　桑野　良平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十一月五日

事務所東京都新宿区新宿二丁目一番三号サニーシティ新宿御苑四〇一ルーデンス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齊藤悠紀子